

# — 水道料金改定（案）説明資料 ② —

予定 平均改定率 20%（口径 13mm）

## ① 湯浅町水道事業の概要

### (1) 事業の概要

項目		数値	備考
給水開始		昭和5年	民営水道会社
町営化		昭和52年	
人口	給水人口	13,506人	R4.3.31時点
	内 湯浅町	11,290人	
	内 広川町	2,216人	広川町の一部にも給水
配水量	配水能力	9,695 m <sup>3</sup> /日	令和3年度
	1日平均配水量	7,002 m <sup>3</sup> /日	令和3年度
施設概要	水源地	5箇所	広川町内浅井戸2箇所、広川、山田川、有田川町受水
	浄水場設置数	2箇所	横田浄水場、久米崎浄水場
	配水池	6箇所	方津戸、久米崎(2箇所)、山田(2箇所)、田
	管路延長	151,887m	

### (2) 経営の概要

- ・湯浅町が経営する地方公営企業（広川町の一部にも配水）
- ・水道事業は独立採算制であり、料金収入により経営することが基本。
- ・人口減少に伴い料金収入が減少する中、施設や管路の多くは老朽化が進んでおり、多額の費用を必要とする厳しい経営環境に差し掛かっています。

(単位：円)

	H29	H30	R1	R2	R3
収益的収支	802万3千	2,429万5千	3,819万1千	3,483万	3,375万5千
資本的収支	▲8,358万8千	▲5,717万4千	▲7,999万	▲7,527万6千	▲1億380万3千
資金残高	1億915万2千	1億8,997万3千	1億3,690万3千	1億3,182万4千	1億8,953万7千

★令和3年度は決算見込額

## ② 施設・管路の状況と更新計画

### 【施設】

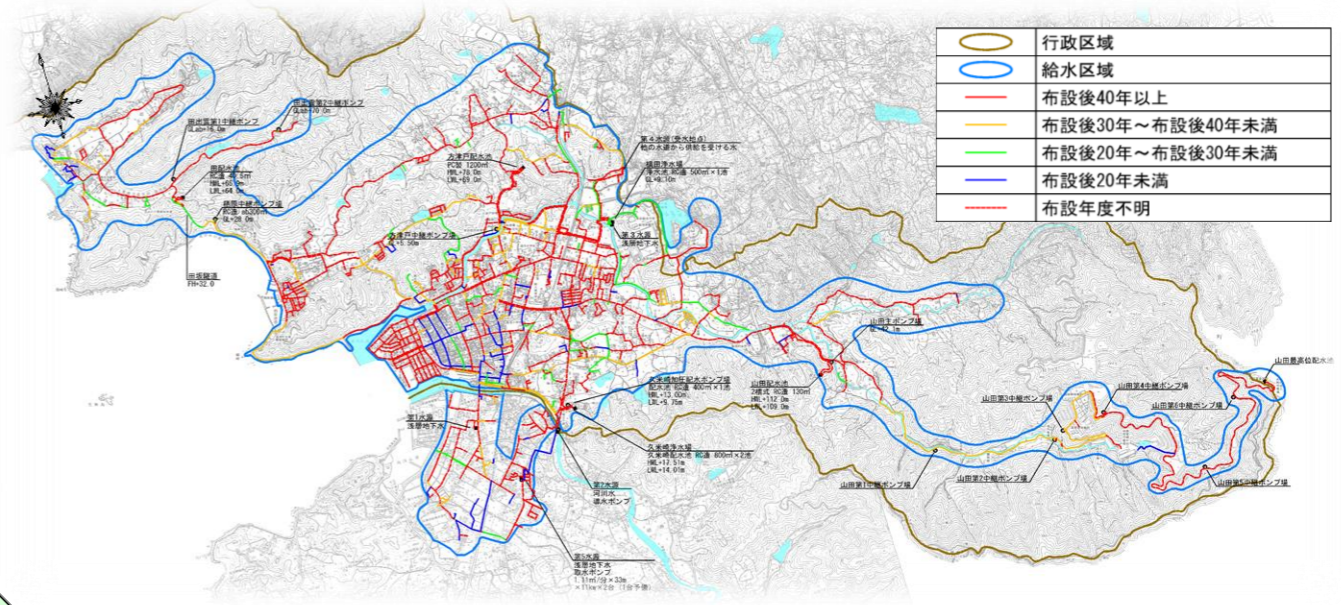
湯浅町の水道は昭和5年に民間企業（醤油会社）により創設され、昭和52年に湯浅町へ移管されました。平成14年に久米崎浄水場の増設工事などを行っていますが、町へ移管される前に整備した久米崎配水池などの主要な施設は相当の年数が経過し、老朽化が進んでいます。



久米崎配水池・ポンプ場（地下に配水池）

### 【管路】

法定耐用年数の40年以上経過した古い管路が大半を占めています。

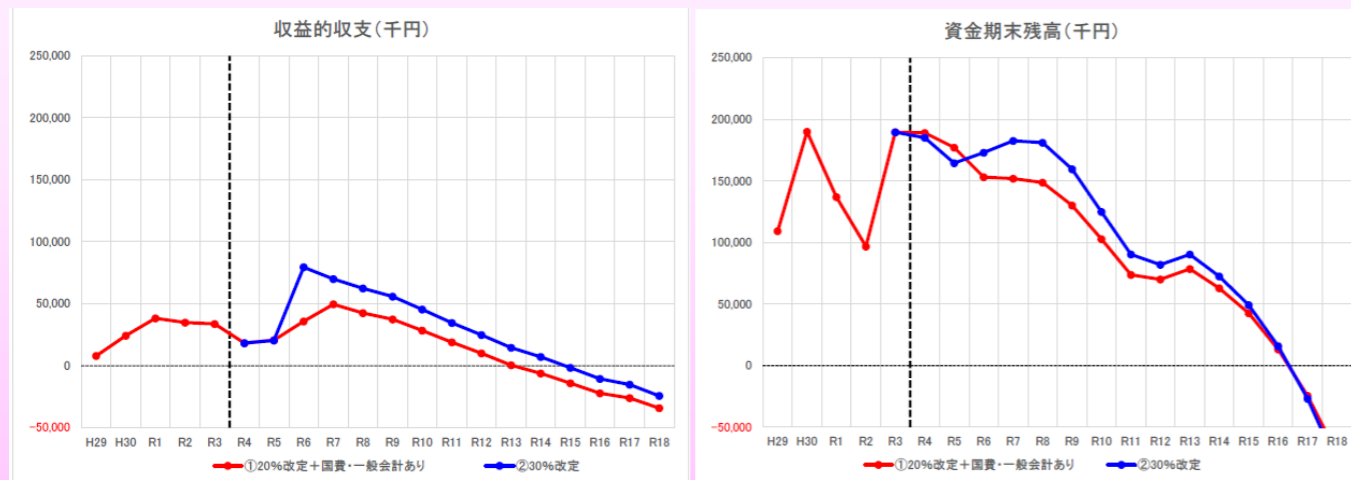


水道事業を維持するため、老朽化した施設・管路の計画的な更新・耐震化が必要。

- ・極力、災害による断水を軽減するための更新計画を策定。
- ・10年間で約23億円の概算費用。毎年約2億円の費用が必要。

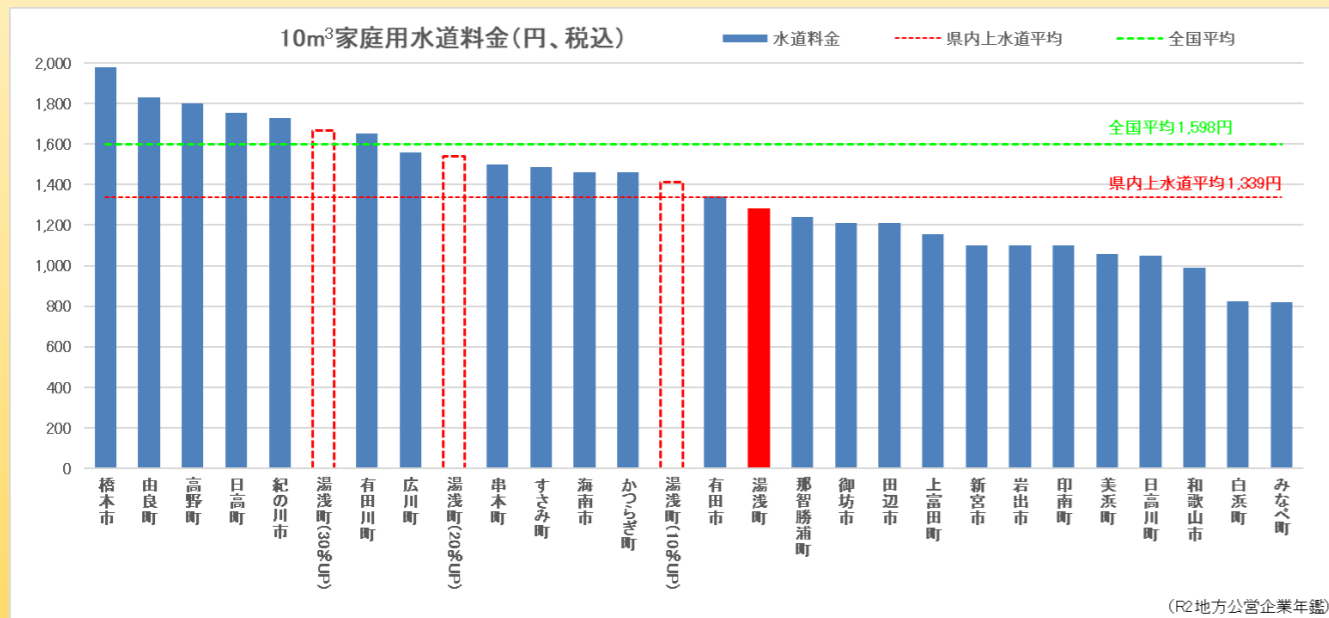
### ③ 料金改定シミュレーション・今後の財政見通し

- 事業実施には30%の値上げが必要
- 20%値上げの場合、資金を確保するためには毎年約2千万円の補填が必要



### ④ 県内水道料金の状況

- 13mm家庭用10m<sup>3</sup>における県内水道料金は下図のとおり
- 近年では料金改定の際には値上げがほとんどのため、水道料金は上昇傾向



### ⑥ 今後のスケジュール

令和4年10月～11月	令和5年3月	～令和6年3月	令和6年4月～	令和6年10月～
住民説明会 パブリックコメント	水道事業給水条例改正 (料金改正)	周知期間	新料金体系に 基本料金50%減免	新料金 全額適用

### ⑤ 料金改定の主な内容

- 料金改定に併せて、用途別から口径別料金体系へ変更します。

項目	改定前	改定後	備考
改定率		約20%の改定率	最も使用者の多い13mm口径
料金体系	用途別 (家事用、営業用等9区分)	口径別 (13mm～75mm 8区分)	用途別料金体系は、用途別に料金設定を配慮できる一方で、用途の客観的な判断が困難。口径別料金体系は、口径に応じて公平な料金設定ができる。
基本料金	用途別	口径別	用途別から口径別への変更により一部の使用者負担が大きくなるにないよう配慮。
従量料金	用途別(一部逓増制)	口径別(逓増制の廃止)	逓増制とは、水道使用量の増大に合わせて料金が増額となる制度。
基本水量	用途別	一律8m <sup>3</sup>	一定水量を基本料金に付与することにより、その範囲における水の使用を促しその部分に係る料金の低廉化を図る。

### 【湯浅町の水道料金はこう変わる】

家事用1ヶ月使用水量8m<sup>3</sup>(基本水量)以下、メーター13mm

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,036円	0円	1,036円	1,210円	0円	1,210円	174円増 17%増	±0円	174円増 17%増

家事用1ヶ月使用水量30m<sup>3</sup>、メーター13mm

改定前			改定後			負担増減		
基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計	基本料金	従量料金	合計
1,036円	2,820円	3,856円	1,210円	3,630円	4,840円	174円増 17%増	810円増 29%増	984円増 25%増

※上記のいずれの表も基本料金にメーター使用料を含めています。税込。

### ⑦ 一般会計からの繰入れ

- 水道施設の工事費用の一部を一般会計で負担する。(国の基準による負担)